

美祢市業務委託に係る予定価格の事後公表実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、入札・契約制度の適正な競争性の確保を図るため、美祢市が発注する業務委託（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を除く。以下「業務委託」という。）における予定価格の事後公表（以下「事後公表」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事後公表の対象は、市が指名競争入札に付する業務委託のうち、予定価格が100万円を超える庁舎その他施設の建物清掃業務、警備業務（人的警備に限る。）及び給食調理業務とする。

(周知の方法)

第3条 事後公表は、指名通知にその旨を記載し、事前に周知するものとする。

(公表の方法)

第4条 予定価格は、入札による落札者の決定後、入札執行経過及び結果表の閲覧に併せて、美祢市ホームページで公表する。

(入札の方法等)

第5条 対象業務の入札回数は、3回までとする。

2 入札において、予定価格の入札書比較価格以下の有効な入札がないときは、引き続き再度入札を行うものとする。

3 再度入札は、当該入札の前の入札参加者に限り参加することができる。ただし、無効入札とされた者及び最低制限価格制度を適用した場合で、落札者となれないとされた者は、再度入札に参加することができない。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行し、施行の日以降に指名通知する入札について適用する。